針広混交林化を進めている緑の回廊内の人工林（鳥取県　沢川国有林）

第Ⅳ章

国有林野の管理経営

国有林野は、我が国の国土の約２割、森林面積の約３割を占めており、国土の保全、水源の涵養（かん）、生物多様性の保全を始め、広く国民全体の利益につながる多面的機能を有している。

国有林野は、重要な国民共通の財産であり、林野庁が国有林野事業として一元的に管理経営を行っている。国有林野事業では、平成25（2013）年４月の一般会計化等を踏まえ、公益重視の管理経営の一層の推進、森林・林業の再生に向けた貢献等に取り組んでいる。

本章では、国有林野の役割や国有林野事業の具体的取組について記述する。

1．国有林野の役割

「国民の森林」国有林
https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/

（1）国有林野の分布と役割

国有林野は、我が国の国土面積（3,780万ha）の約２割、森林面積（2,505万ha）の約３割に相当する758万haの面積を有し、奥地脊梁山地や水源地域に広く分布しており、国土の保全、水源の涵養等の公益的機能の発揮に重要な役割を果たしている。また、人工林、原生的な天然林等の多様な生態系を有し、希少種を含む様々な野生生物の生育・生息の場となっている。さらに、都市近郊や海岸付近にも分布し、保健休養や森林との触れ合いの場を提供している。

このような国有林野の有する公益的機能は、広く国民全体の利益にもつながるものであり、昨今の頻発する自然災害への対応や地球温暖化の防止に対する国民の強い関心等も踏まえて、適切に発揮させることが求められている（資料Ⅳ－１）。

（2）国有林野の管理経営の基本方針

国有林野は重要な国民共通の財産であり、林野庁が国有林野事業として一元的に管理経営を行っている。国有林野の管理経営は、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進、②林産物の持続的かつ計画的な供給、③国有林野の活用による地域の産業振興又は住民福祉の向上への寄与を目標として行うこととされている[*1]。

農林水産省では、国有林野の管理経営の基本方針等を明らかにするため、５年ごとに10年を一期とする「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「管理経営基本計画」という。）を策定している。令和３（2021）年度の国有林野の管理経営は、平成31（2019）年４月から令和11（2029）年３月までの10年間を計画期間とする管理経営基本計画（平成30（2018）年12月策定）に基づいて推進した。

資料Ⅳ－１　国有林が果たすべき役割（複数回答３つまで）

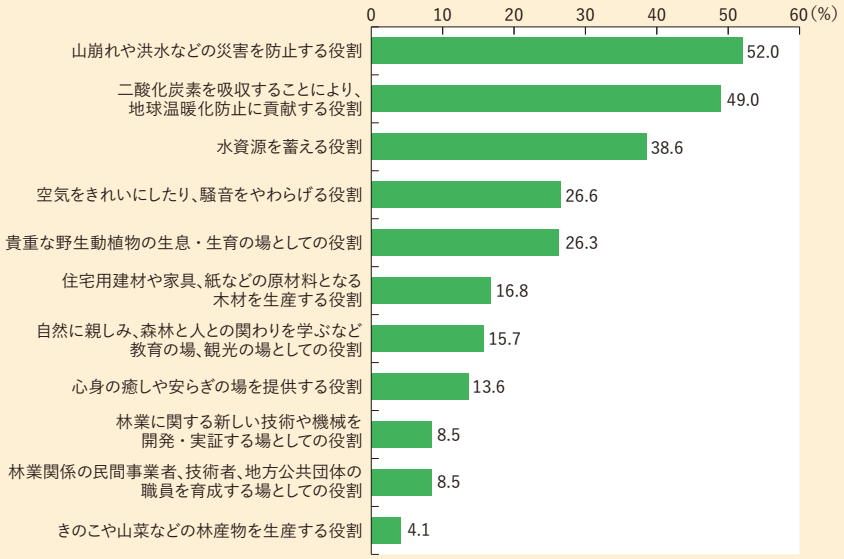

資料：内閣府「森林と生活に関する世論調査」（令和元（2019）年10月）

国有林野の管理経営に関する基本計画
https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kanri_keiei/kihon_keikaku.html

国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況
https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/jissi/index.html

＊1　「国有林野の管理経営に関する法律」（昭和26年法律第246号）第３条